

第 78 号

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例

熊本県税災害減免条例（昭和38年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条中「自動車取得税の」を「自動車税の環境性能割（以下「環境性能割」という。）の」に、「受けた者に対しては、その者が」を「受けたものが」に、「の取得に対して」を「に対して」に、「自動車取得税については」を「環境性能割について」に改める。

第6条の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条各号列記以外の部分中「、自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加え、「受けた者」を「受けたもの」に、「自動車税について」を「種別割について」に、「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条第1号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2号中「自動車税額」を「種別割額」に改める。

第7条中「自動車取得税及び」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた者に対する第4条の規定の適用については、同条中「3年以内」とあるのは、「平成33年3月31日まで」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中附則に1項を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、同条の改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に取得された代替自動車に対して課する環境性能割の免除について適用する。
- 3 一部施行日前の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の免除については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第6条の規定は、一部施行日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の種別割及び平成32年度以後の年度分の種別割の減免について適用し、一部施行日前に納税義務が発生した者に課する平成31年度分までの自動車税の減免については、なお従前の例による。

（提案理由）

平成28年熊本地震により被害を受けた者に対する不動産取得税の減免に係る代替不動産の取得期限の特例を設けること及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。